

平成18年中のインターネット上の自殺予告事案への対応について

1 概要

インターネット上の自殺予告事案については、平成17年10月にプロバイダ等の業界団体において「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」を作成し、発信者情報を警察に開示しているところ、平成18年中に都道府県警察が情報開示を受け対応した件数及び人数は、75件79人。

2 予告の方法

電子掲示板によるものは42件46人、電子メールによるものは30件30人、その他（チャット等）は3件3人。

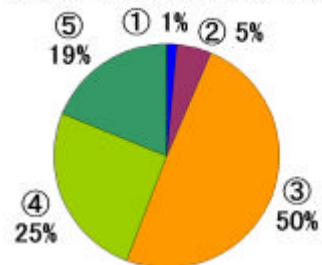
3 対応状況

- ・ 自殺を図った者は5人、うち1人は死亡。残り4人は救護等により存命。
- ・ 自殺のおそれのある39人に対し、本人への説諭、家族への監護依頼等の自殺の防止措置を実施。
- ・ 自殺のおそれのないいたずら等は20人、うち1人を偽計業務妨害罪で検挙。

自殺により死亡	1人
自殺を図ったが、救護等により存命	4人
自殺のおそれあり（説諭等実施）	39人
自殺のおそれなし（いたずら等）	20人
書込者が判明せず	15人
合 計	79人

内訳は、警察の救護が1人、第三者の救護が1人、自ら119番通報が1人、服薬するも異状なしが1人。

自殺予告者の状況(人数比)



4 事例

【自殺直後に発見し救護した例】

電子掲示板に自殺予告があるとの通報を受けたA警察において、プロバイダに照会し、判明した書込者宅を所轄警察署員が訪問したところ、手首を切り意識朦朧とした書込者を発見し、病院に搬送して救命。

【勤務先に虚偽の自殺予告メールを送付した例】

小学校から自殺予告メールの送付を受けたとの通報を受けたB警察において、プロバイダに照会の上、判明した書込者から事情聴取したところ、同校職員が学校の業務の妨害を企図して虚偽のメールを送信したことが判明、偽計業務妨害罪で検挙。

5 課題及び対策

夜間・休日の照会を受け付けていないプロバイダ等が存在するほか、ガイドラインの周知不足が散見されるため、プロバイダ等に対し改善を要望。